



桜と東京タワー

桜の咲く季節になりました。
区内には、桜を見ることのできる場所が数多くあります。
この機会に、お花見に行ってみてはいかがでしょうか。
※この写真は、平成27年3月31日に撮影したものです。

撮影場所 東京タワー(芝公園4-2-8:芝地区)

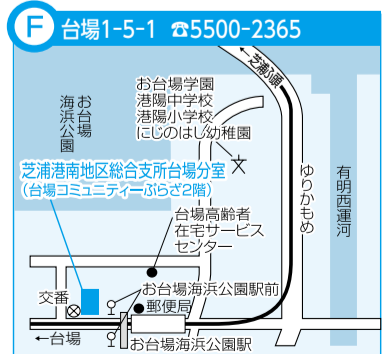
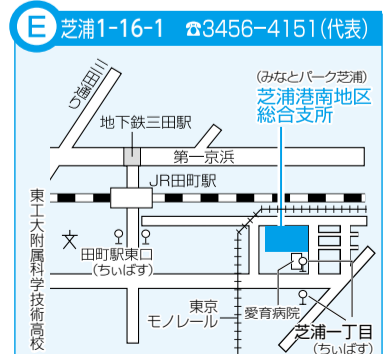
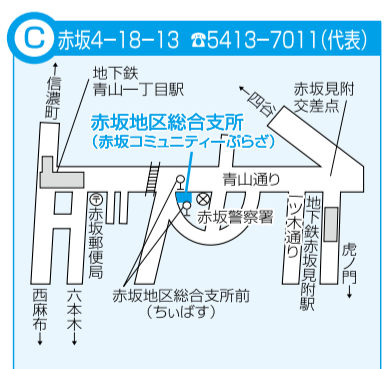
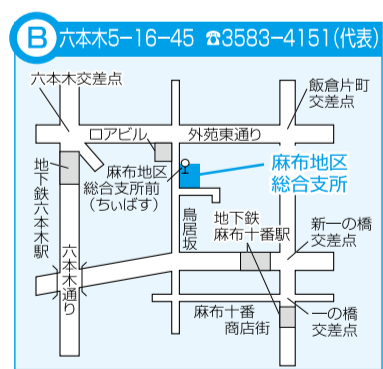
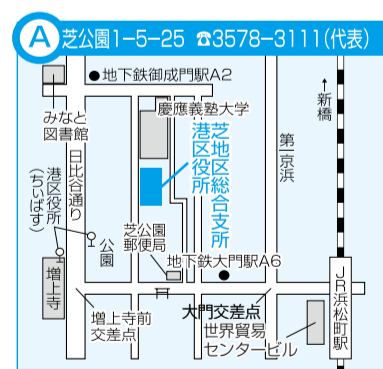
区の手続きや施設・催し物のご案内は **みなとコール** へ ☎5472-3710 年中無休 午前7時～午後11時

◆「広報みなと」は新聞(朝日・読売・毎日・日本経済・産経・東京)折り込みです。区の施設や、郵便局(赤坂・一ツ木通・麻布・芝・芝公園・新橋・高輪)、公衆浴場、区内のJR・地下鉄・ゆりかもめの駅、新聞販売店等に置いてある他、希望する区民の皆さんに配達しています。また、「点字広報」、「声の広報」も発行していますので、ご利用ください。

「広報みなと」は、港区ホームページ(<http://www.city.minato.tokyo.jp>)でもご覧いただけます。

総合支所の組織と主な取り扱い業務

| 組織 | | 主な業務 | |
|-----------|--------------------------|--|---|
| 総合支所 | 副総合支所長 | 総合支所長の補佐(管理課長を兼務) | |
| | 管理課 | 管理係 | 総合支所の管理運営、情報公開、区民の意見・要望の受け付け、後援名義等使用承認、リ災証明の発行等 |
| | | 施設運営担当 | 所管区域の保育園・児童館・子ども中高生プラザ・いきいきプラザ・放課GO→クラブ等の施設の管理運営・施設計画 |
| | | 飯倉学童クラブ等事業担当(麻布地区総合支所のみ) | 飯倉学童クラブ等の事業運営等 |
| | | みなとパーク芝浦管理担当(芝浦港南地区総合支所のみ) | みなとパーク芝浦の施設管理等 |
| | 協働推進課 | 協働推進係 | 《地域振興》 町会・自治会活動の支援、老人クラブの支援、青少年対策地区委員会活動の支援、商店街活動の支援 《防災・生活安全》 防災住民組織の支援、地域防災訓練の実施、消防団の支援、防犯パトロールの推進、住まいの防犯対策に関する助成、家具転倒防止器具助成の申請受け付け等 《環境・清掃》 環境美化活動の支援、リサイクル活動の支援、ごみ処理券の販売、防鳥ネットの配布、環境・公害(騒音等)の相談、カラス対策の相談等 《その他》 地域猫の去勢・不妊手術費用助成、区民向け住宅入居案内、災害見舞金(小規模)、区民交通傷害保険、地域葬儀支援(高輪地区総合支所のみ)等 |
| | | 地区政策担当 | 地域の計画づくり、地域情報誌(紙)発行、区民・NPO等との協働、区政への区民参画の推進、地域文化の推進、地域の国際化に関わる施策の推進等 |
| | | まちづくり推進担当 | 地域事業の推進、街づくりの相談、交通対策の相談、緑化の普及・助成、保護樹木等に関する事、町会等への道路・公園の使用許可、放置自転車対策、空き地管理の適正化等 |
| | | 土木係 | 道路・橋りょう・公園・公衆便所・街路樹・街路灯等の維持管理、私道整備の助成および工事、私道の防犯灯設置助成等 |
| | | 台場担当(芝浦港南地区総合支所のみ) | 台場地域における協働推進課の事業の連絡調整、台場地域における区民からの意見・要望・相談の受け付け |
| まちづくり担当課長 | 地域事業の推進、地域の街づくりの推進 | | |
| 区民課 | 窓口サービス係 | 《住民登録・証明発行・就学》 転入・転出・区内転居の届出、住民票の写しの交付(※1)、印鑑登録、印鑑登録証明書の交付(※1)、自動車交付機カード・マイナンバーカード(個人番号カード)の交付、転入学通知に関する事務、公的個人認証等 《特別永住者》 特別永住者証明書に関する相談・手続き(特別永住許可申請の手続きは芝地区総合支所のみ) 《戸籍に関する届出・証明発行》 戸籍の証明(謄本・抄本(※1)、受理証明(※2))発行、出生・死亡・婚姻等の戸籍諸届(※2)、埋火葬許可(※2)等 《区税・国民健康保険・国民年金・介護保険》 住民税・軽自動車税・国保保険料・介護保険料の納付、区民税の申告、納課税証明書発行(※1)、オートバイ(125cc以下)の登録・廃車、自動車臨時運行許可、国保加入・各種給付等に関する申請・届出、国民年金に関する届出、国保・介護保険被保険者証の再発行等および相談(芝地区総合支所では※1以外は相談担当で取り扱い) 《高齢者や障害のある人》 後期高齢者医療制度・心身障害者医療費助成に関する手続き・相談等(芝地区総合支所では相談担当で取り扱い) 《区民保養施設》 区民保養所利用手帳の再交付 《その他》 区民葬儀券の交付(※2) ※1 芝地区総合支所では証明交付担当で取り扱い ※2 芝地区総合支所では戸籍係で取り扱い | |
| | 保健福祉係 | 《高齢者》 紙おむつ給付・緊急通報システム・配食サービス・介護保険の要介護(要支援)認定の申請受け付け、虐待防止・成年後見制度の相談、養護老人ホーム入所等の相談・申請受け付け、障害者控除対象者認定、救急医療情報キットの申請受け付け・配布等 《子育て》 子どものための教育・保育給付支給認定の申請受け付け、保育園の入所相談・申し込み受け付け、保育園在園者の各種届け出受け付け、一時保育等の相談、各種助成等申請受け付け(子ども医療費助成・出産費用助成・児童手当・児童育成手当・児童扶養手当・特別児童扶養手当・ひとり親家庭等医療費助成)、ひとり親家庭休養ホーム(日帰り施設)利用券の交付等 《障害のある人》 身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・愛の手帳・各種障害者手当・各種障害者福祉サービス・特殊疾病(難病)医療費助成等の申請受け付け、自立支援医療(育成・更正・精神) 《保健衛生》 母子健康手帳の交付、妊婦健康診査費用助成の申請受け付け、小児慢性疾患医療費助成・養育医療の申請受け付け、飼い犬の登録等 《その他》 民生委員・児童委員活動への支援 | |
| | 生活福祉係 | 生活の相談(生活にお困りのときの相談)、生活保護の実施と自立支援、路上生活者に対する援護・自立支援事業(芝地区総合支所のみ)、戦没者の遺族等を対象とした特別給付金の申請受け付け等 | |
| | 窓口調整係(芝地区総合支所のみ) | 住居表示に関する申請(芝地区以外の総合支所では窓口サービス係で取り扱い) | |
| | 個人番号カード交付推進担当(芝地区総合支所のみ) | マイナンバーカードの総合調整 | |
| | 相談担当(芝地区総合支所のみ) | 住民税・軽自動車税・国保保険料・介護保険料の納付、区民税の申告、オートバイ(125cc以下)の登録・廃車、自動車臨時運行許可、国保加入・各種給付等に関する申請・届出、国民年金に関する届出、国保・介護保険被保険者証の再発行等および相談、後期高齢者医療制度・心身障害者医療費助成に関する手続き・相談等(芝地区以外の総合支所では窓口サービス係で取り扱い) | |
| | 証明交付担当(芝地区総合支所のみ) | 住民票の写しの交付、印鑑登録証明書の交付、戸籍の証明(謄本・抄本)、納課税証明書発行(芝地区以外の総合支所では窓口サービス係で取り扱い)、住民基本台帳の閲覧、住民票の写し・戸籍の証明の郵送請求 | |
| | 戸籍係(芝地区総合支所のみ) | 出生・死亡・婚姻等の戸籍諸届、戸籍届出による証明(受理証明)発行、埋火葬許可等(芝地区以外の総合支所では窓口サービス係で取り扱い) | |
| | 生活福祉担当課長(芝地区総合支所のみ) | 生活の相談(生活にお困りのときの相談)、生活保護の実施と自立支援、路上生活者に対する援護・自立支援事業 | |



港区役所本庁舎・芝地区総合支所の大規模改修工事が4月から始まります

一時閉店となるもの
 ●1階食堂:平成28年4月～平成29年3月(平成29年4月再開予定) ●1階売店:平成28年4月～(再開時期未定)
 一部利用中止とするもの トイレ、エレベーターは順次改修・取り替えを行うため、一部利用できなくなる期間があります。
 詳しい工事内容、期間は港区ホームページと庁舎内に掲示します。

問い合わせ
 契約管財課庁舎改修工事担当
 ☎3578-2275

☎電話番のかけ間違いにご注意ください。

4月1日から 区の組織の一部を 改正しました

区民サービスの向上と、事業運営や執行体制の効率化をめざし、組織の一部を改正しました。主な改正点をお知らせします。

※図は改正後の組織図で、 は新設・変更部分を表します。

平成28年度港区組織図(平成28年4月1日現在)

※課以上を表記しています

| 区議会 | 事務局 | 次長 | |
|-----------|---|---|---|
| 区長 副区長 | 芝地区総合支所 麻布地区総合支所 赤坂地区総合支所 高輪地区総合支所 芝浦港南地区総合支所 | 2面のとおり | |
| | 産業・地域振興支援部 | 地域振興課 国際化・文化芸術担当課長 産業振興課 観光政策担当課長 税務課 | |
| | 保健福祉支援部 | 保健福祉課 地域包括ケア・福祉施設整備担当課長 高齢者支援課 介護保険課 障害者福祉課 生活福祉調整課 国保年金課 | |
| | 地域包括ケア・福祉施設整備担当部長 | | |
| | みなと保健所 | 生活衛生課 保健予防課 健康推進課 | |
| | 子ども家庭支援部 | 子ども家庭課 保育担当課長 保育・児童施設計画担当課長 子ども家庭支援センター | |
| | 街づくり支援部 | 都市計画課 住宅担当課長 開発指導課 再開発担当課長 品川駅周辺街づくり担当課長 建築課 土木課 土木計画担当課長 交通対策担当課長 土木施設管理課 | |
| | 特定事業担当部長 | | |
| | 環境リサイクル支援部 | 環境課 地球温暖化対策担当課長 みなとリサイクル清掃事務所 | |
| | 企画経営部 | 企画課 区役所改革担当課長 自治体間連携推進担当課長 用地・施設活用担当課長 区長室 財政課 施設課 | |
| | 用地・施設活用担当部長 | | |
| | 防災危機管理室 | 防災課 危機管理・生活安全担当課長 | |
| | 総務部 | 総務課 人権・男女平等参画担当課長 情報政策課 人事課 人材育成推進担当課長 契約管財課 | |
| | 会計管理者 | 会計室 | |
| | 教育委員会 教育長 | 事務局(次長) | 庶務課 教育政策担当課長 学務課 学校施設担当課長 学校整備担当課長 生涯学習推進課 図書・文化財課 指導室 |
| | | 選挙管理委員会 | 事務局 |
| | 監査委員 | 事務局 | 副参事(監査担当) |

保健福祉支援部

地域包括ケア・福祉施設整備担当部長、地域包括ケア・福祉施設整備担当課長

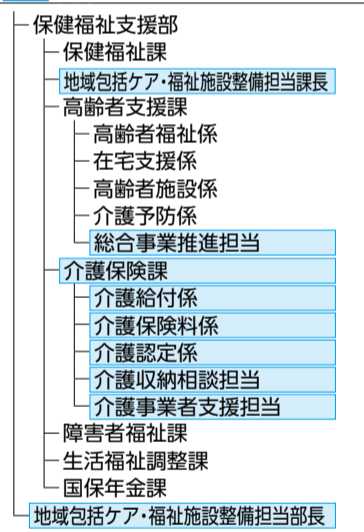
地域包括ケアシステムの担当を対外的に分かりやすく示すため、福祉施設整備担当部長および福祉施設整備担当課長の名称を地域包括ケア・福祉施設整備担当部長および地域包括ケア・福祉施設整備担当課長に変更します。

高齢者支援課、介護保険課

要支援の人から元気な高齢者まで、介護予防と日常生活の自立を支援する新しい総合事業(介護予防・日常生活支援総合事業)を4月から開始し、高齢者相談センターと連携した区独自の高齢者サービスを円滑に実施するため、高齢者支援課に総合事業推進担当を設置します。

また、介護保険制度の発足から16年目を迎え、地域包括ケアシステムの柱の一つである「介護」について、保険制度の運営を担う組織として、今後より一層適正な給付に向けた取り組みや円滑な要介護認定の取り組み等を充実させるため、介護保険担当課長を廃止し、介護保険課を設置します。これに伴い高齢者支援課介護給付係以下3係2担当を同課から介護保険課に再編します。

図1



みなと保健所

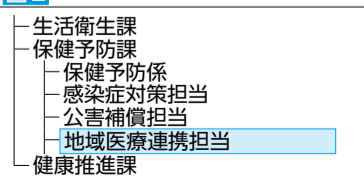
生活衛生課、保健政策調整担当課長

新保健所の施設計画等を含め保健衛生行政に関する当面の調整業務の終了に伴い、(仮称)みなと在宅緩和ケア支援センター整備等の業務を健康推進課等に引き継ぎ、保健政策調整担当課長および保健政策調整担当を廃止します。

保健予防課

区民の健康を支える地域医療体制を強化するとともに、災害発生時の医療救護体制の整備等一環した医療連携体制を確立させるため、保健予防課に地域医療連携担当を設置します。

図2



子ども家庭支援部

子ども家庭課、子ども・子育て支援制度担当課長

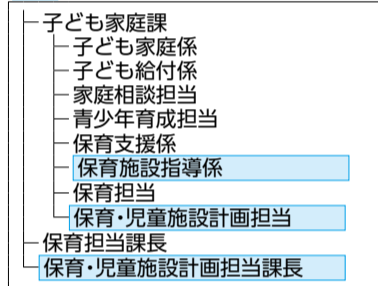
「子ども・子育て支援制度」の円滑な実施に向けた調整業務等の終了に伴い、子ども・子育て支援制度担当課長および子ども・子育て支援制度担当を廃止する他、子育て世帯臨時特例給付金の支給業務が終了することに伴い、子育て世帯臨時特例給付金担当を廃止します。

子ども家庭課、保育・児童施設計画担当課長

保育園の待機児童解消をはじめ、今後の子ども人口の増加に伴う諸課題に迅速に対応し、安全で安心できる子育て環境を実現するため、保育・児童施設計画担当課長を設置するとともに、子ども政策担当を保育・児童施設計画担当に再編します。

また、「子ども・子育て支援制度」の実施に伴う、私立を含めた全ての保育園に対する指導検査業務を適切に行うとともに、業務の効率化を図るため、保育施設指導係を設置します。

図3

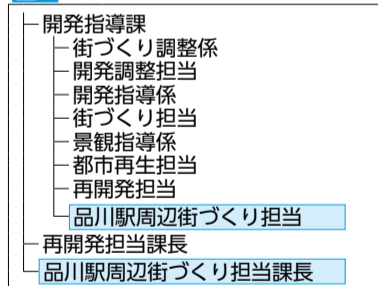


街づくり支援部

品川駅周辺街づくり担当課長

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等を契機とした、品川駅周辺地区の街づくり(土地区画整理事業、泉岳寺駅周辺地区の第二種市街地再開発事業等)に対し、区が主体的に地権者や地域住民の理解・協力を得ながら、国、都、鉄道事業者等との協議、調整等を進めていくため、品川駅周辺街づくり担当課長および品川駅周辺街づくり担当を設置します。

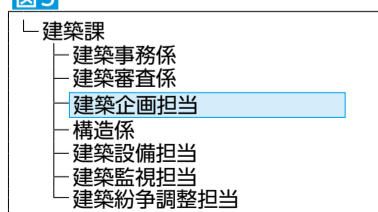
図4



建築課

調査係および建築審査係の双方で扱う意匠設計の図面審査等、類似業務の効率化を図るとともに、建築確認審査業務に係る職員体制を強化するため、調査係を建築企画担当に再編します。

図5



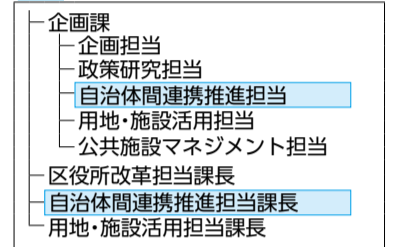
企画経営部

企画課、自治体間連携推進担当課長

「港区総合戦略」の策定を契機に、各部門で取り組んでいる自治体間連携に関する情報共有を図るとともに、区独自の自治体間連携を企画し全庁的に推進していくため、自治体間連携推進担当課長および自治体間連携推進担当を設置します。

また、短期集中的に行ってきた指定管理者制度の安定的な運営に向けた取り組みを継続的に行っていくため、業務を企画担当に引き継ぎ、指定管理者制度担当を廃止します。

図6



総務部

情報政策課

区民生活に関わるICT(情報通信技術)環境の変化に的確に対応し、区民サービス向上に向けた情報化施策を一層推進するため、ICT推進担当を設置し、併せて課名を情報政策課に変更します。

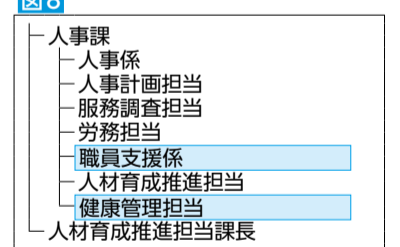
図7



人事課(人材育成推進担当課長)

「港区人材育成方針」の策定を契機に、職員の能力向上、福利厚生および健康管理について総合的な支援を行うとともに、事務の一層の効率化を図るため、給与・福利係および健康管理係の再編により、職員支援係および健康管理担当を設置し、人材育成推進担当との連携を強化します。

図8

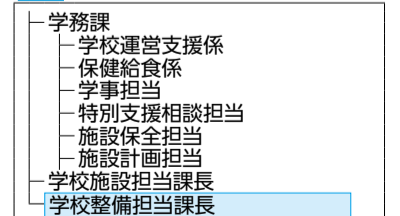


教育委員会事務局

学校整備担当課長

幼児・児童・生徒数の急激な増加へ迅速に対応し、緊急度の高い学校施設の整備等より良い教育環境を確保するため、学校整備担当課長を設置します。

図9



問い合わせ

企画課企画担当 ☎3578-2092

区役所・総合支所への申し込み・問い合わせについては、特記がない場合は平日午前8時30分～午後5時の受け付けとなります。

マイナンバー(個人番号)をお知らせする通知カードの保管期間を延長します

マイナンバーが記載された「通知カード」は平成27年度末に、世帯ごとに簡易書留で送付しました。不在の場合、芝地区総合支所区民課へ返送され、保管しています。当初受け取り期間は、平成28年3月末まででしたが、引き続き平成29年3月まで受け付けます。まだ受け取りができていない人は、芝地区総合支所区民課へ取りにきてください。

問い合わせ 区の通知カードの送付・マイナンバーカード交付の問い合わせ窓口 芝地区総合支所区民課ナビダイヤル(日本語、英語、中国語で対応) ☎0570-00-1277 ※ガイダンスの後に「1」を押してください。

子育て・関連情報



ひとり親(母子・父子)家庭等を支援しています

区内在住のひとり親(母子・父子)家庭等を対象に、手当や医療費助成制度(表参照)があります。表に該当する場合は、お近くの各総合支所にて相談の上、申請の可否について確認してください。なお、申請には必要書類があります。詳しくは、お問い合わせください。

問い合わせ

子ども家庭課子ども給付係 ☎3578-2430~3
各総合支所区民課保健福祉係 ☎欄外参照

表 ひとり親家庭等の手当・医療費助成制度

| 制度 | ①児童扶養手当 | ②児童育成手当 | ③ひとり親家庭等医療費助成 |
|---------------|--|---|--|
| 内容 | 手当月額 児童1人の場合 4万2330円~9990円 児童2人の場合 4万7330円~1万4990円 以下対象児童1人増加につき3000円加算 ※平成28年4月現在 ※所得金額により手当月額が異なります。 | | 児童1人につき月額 1万3500円 |
| 対象 | 健康保険対象の医療費の一部を助成します。 ●非課税世帯 ●自己負担なし ●課税世帯 1割を自己負担 | | |
| ひとり親家庭等になった事由 | 下記の事由に該当するひとり親家庭、またはこれに準ずる家庭 ●児童が施設(保育園等通所施設を除く)に入所している場合を除く。 ●所得制限があります(詳しくは、お問い合わせください)。 ●父母が離婚している。 ●父または母が死亡している。 ●父または母に重度の障害がある。 ●父または母が生死不明である。 ●父または母が児童を1年以上遺棄している。 ●父または母が保護命令を受けている。 ●父または母が1年以上拘禁されている。 ●婚姻によらないで出生した児童を扶養している(事実上婚姻と同様の関係にある場合を除く)。 | | |
| 対象児童の年齢 | 18歳に達した後の3月31日(児童が中度以上の障害を有する場合は20歳未満)まで | 18歳に達した後の3月31日まで | 18歳に達した後の3月31日(児童が中度以上の障害を有する場合は20歳未満)まで |
| その他 | ●平成15年4月1日現在で事由の発生から5年を経過している場合は、正当な理由がある場合を除き申請できません。 | ●手当受給中の方が所得制限を超えた場合は資格が消滅します。所得要件に該当した場合は改めて申請が必要となります。 | ●健康保険に加入していることが必要です。 ●生活保護受給者は対象になりません。 |

平成28年度から産後母子ケア事業が更に充実します

みなと保健所では、妊産婦とお子さんを対象に助産師による育児支援を行っています。平成28年度から新たなサービスも始まります。ぜひご利用ください。

新規「のんびりサロン」

4月の参加者を募集します

生後1~3カ月のお子さんと保護者を対象に開催します。決まったプログラムはなく、自由な交流・相談の場としてご利用ください。
対象 区民で、平成28年1~3月生まれのお子さんとその保護者で、開催日までに1カ月児健診を終えている人
内容 保護者同士での交流のためのフリースペースです。助産師に

よる個別相談、体重測定、リラックステラ(午前10時30分頃)も実施します。

とき 4月11・25日(月)午前9時30分~11時30分

※助産師による個別相談の受け付けは午前10時30分まで。時間内に自由にお越しください。

ところ みなと保健所3階
申し込み 当日直接会場へ。

拡充「Helloママサロン」

開催回数が増え、参加する日を選びやすくなります。

対象 区民で、1~2カ月のお子さんとその保護者
内容 助産師による個別相談や小

講話、同じ地区の保護者同士での

交流、体重測定
拡充「新米ママ健康相談(助産師による訪問相談)」

産後1年未満の間に1回のみだった利用回数が、2回に増えます。

対象 区民で、出産後1年未満の人
内容 産後の体調、母乳、卒乳について、助産師(助産師会委託)による家庭訪問

その他の産後母子ケア事業

(1) 助産師による相談窓口専用電話

☎3455-4431
助産師が妊産婦の妊娠・出産・育児の悩み・心配事について電話や面接で相談をお受けします。

相談日 月・水・金曜(祝日の場合は翌日。年末年始は除く)午前9時~午後5時

ところ みなと保健所
(2) こんにちは赤ちゃん訪問

助産師が妊産婦の妊娠・出産・育児の悩み・心配事について電話や面接で相談をお受けします。

相談日 月・水・金曜(祝日の場合は翌日。年末年始は除く)午前9時~午後5時

ところ みなと保健所
(2) こんにちは赤ちゃん訪問

お子さんが生まれた家庭に助産師(助産師会委託)または保健師(各総合支所)が訪問します。

里帰り中、里帰り後も訪問できます。お問い合わせください。

申し込み 母子健康手帳にとじこんでいる「出生通知書」を郵送してください。

(3) 妊婦訪問

妊娠中の体調、乳房の手入れ、産後の生活について、助産師がご相談をお受けします。

対象 区民で、母子健康手帳をお持ちの人
内容 助産師(助産師会委託)による家庭訪問

相談回数 妊娠中1回

問い合わせ

健康推進課地域保健係
☎6400-0084

平成28年度

「港区青少年健全育成活動方針」

地域の子どもは地域ぐるみで育てましょう

2月2日開催の港区青少年問題協議会で、平成28年度の活動方針を策定しました。家庭・学校・地域等が連携し、積極的に青少年健全育成に取り組ましましょう。

基本目標

- (1) 青少年が犯罪に巻き込まれない安全・安心な環境の確保
- (2) 青少年どうし、親子間、青少年と地域の人々がふれあう機会の充実
- (3) 青少年が生命の大切さを感じることができる体験や機会の充実
- (4) 青少年が地域の一員として自ら防災に取り組む意識や知識の向上

活動方針

- (1) 青少年を犯罪行為や暴力団等から守り、また青少年犯罪を防止するために地域の安全を点検し改

善するとともに関係機関相互の連携を深めましょう。

(2) 地域の行事等に積極的に参加し、青少年どうし、親子間、地域の人々が互いに知り合い、ふれあう機会を日頃からつくりましょう。

(3) 自然体験や社会貢献、異年齢活動等、青少年が生命の大切さを体感し、他人を思いやる気持ちを育む機会を積極的につくりましょう。

(4) 突然の災害に対応するために、日頃から青少年自身が地域の一員としての自覚を持ち、防災意識や知識を身につける取り組みをしましょう。

基本目標を達成するためには、まず第一に家庭が子育ての基礎であり、我が子が社会の一員となるように家庭が責任を持って育て

ることが大切です。

そして、その家庭を支えるために「地域の子どもは地域ぐるみで育てる」という視点から、学校、地域、その他の関係機関が互いに協力して、区全体で日常的に青少年の健全育成活動に取り組みます。

重点的な取り組み

まず相手と向き合い、目を合わせながら日常の挨拶をすることから始め、いざという時に助け合える絆を深めましょう。

○「おはようございます」「こんにちは」「こんばんは」
知り合うことが、地域づくりの第一歩です。

○「ありがとう」「ごめんなさい」
お互いに感謝や譲り合う気持ちを持って人と接しましょう。

○2020年東京オリンピック、パラリンピック競技大会開催に向け、障害者や外国人など、誰に対

しても思いやりを持ってふれあう心を育みましょう。

港区青少年問題協議会

区長の附属機関として設置し、毎年「港区青少年健全育成活動方針」を策定するとともに、青少年の健全育成に必要な施策を推進するため、関係行政機関と地域活動団体等の連絡調整を行っています。

※詳しくは、リーフレットをご覧ください。区の青少年をとりまく課題や必要とされる取り組み、学校、地域、区・関係行政機関等が実施している活動方針に関する具体的な取り組み例も紹介しています。

※リーフレットは、区立保育園・幼稚園・小学校および中学校を通して保護者に配布します。また、区の施設の窓口や港区ホームページでもご覧いただけます。

問い合わせ

子ども家庭課青少年育成担当
☎3578-2435

障害者 関連情報



視覚障害者のパソコン教室「音声ソフトを使用したパソコン技能を身につけよう」

身体障害者手帳(視覚障害)1～6級を持っており、音声ソフトでパソコン操作を学びたい人
 5・7・9・11・1・3月(月3回程度)午後1時30分～3時※詳しくは、お問い合わせください。
 障害保健福祉センター
 3人(抽選)
 電話またはファックスで、障害保健福祉センターへ。申し込みの際、身体状況の確認をすることがあります。介護者が必要な人は、ご相談ください。一般の交通機関の利用が困難な人は、巡回バスを利用できます。
 ☎5439-2511 FAX5439-2514

障害者差別解消法がスタートします

障害のある人もない人も、ともに生きる地域社会をめざして

障害のある人への差別をなくすために、基本的な事項や対応方法等について規定した「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」が、4月1日から施行されます。この法律は、全ての人が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現をめざしています。

この法律は、行政機関等や民間事業者に対し、障害を理由とする「不当な差別的取扱いを禁止」するとともに、「合理的配慮の提供」を求めています。

地域全体で障害を理由とする差別をなくし、障害のある人もない人も、ともに生きる地域社会の実

現をめざしましょう。

不当な差別的取扱い
 正当な理由なく、障害があることを理由として、サービスの提供を拒否したり、制限したり、また、障害のない人には付さない条件を付けたりすることは、不当な差別的取扱いとなります。

不当な差別的取扱いの例
 ●障害があるという理由だけで、店への入店を断る。
 ●障害があるという理由だけで、アパートへの入居を断る。

合理的配慮の提供
 障害のある人から、困っていることを取り除いてほしいと求められたとき、負担になり過ぎない範囲で、その解決に向けて、その人の障害にあったやり方や必要な工

夫をすることを合理的配慮の提供といえます。

合理的配慮の提供の例
 ●段差がある場合に車椅子利用者にキャスター上げ等の補助をする。
 ●筆談、読み上げ、手話等の手段を用いて説明等を行う。

法の規定

| | 不当な差別的取扱い | 合理的配慮の提供 |
|-------|-----------|----------|
| 行政機関等 | 禁止 | 法的義務 |
| 民間事業者 | 禁止 | 努力義務 |

問い合わせ
 障害者福祉課障害者福祉係
 ☎3578-2670 FAX3578-2678

東京における都市計画道路の整備方針(第四次事業化計画)の策定について

都と特別区および26市2町は、都市計画道路を計画的、効率的に整備するため、共に連携しながらおおむね10年間で優先的に整備すべき路線を定めた「事業化計画」を過去3回にわたり策定し、事業の推進に努めてきました。

「区部における都市計画道路の整備方針(第三次事業化計画)」および「多摩地域における都市計画道路の整備方針(第三次事業化計画)」は平成27年度までの計画であり、より効率的な道路整備を推進していくため、都区市町が連携・協働のもと、区部と多摩地域を統合した「東京における都市計画道路の整備方針(第四次事業化計画)」を策定いたしました。

今回の整備方針では、今後10年間(平成28年度～37年度)で優先的に整

備すべき路線として320カ所約226キロメートルを選定いたしました。また、これまで優先整備路線以外を対象としていた建築制限緩和の範囲を全ての路線に拡大することといたします。今後、この整備方針に基づき、都市計画道路の整備を着実に進めてまいります。

新たな建築制限の基準(概要)
 当該建築物が、未着手の都市計画道路(優先整備路線を含む)の区域に含まれ、かつ、容易に移転し、または除却することができるものであり、次に掲げる要件に該当すること。

(1)市街地開発事業(区画整理・再開発等)等の支障にならないこと。
 (2)階数が3、高さが10メートル以下であり、かつ、地階を有しないこと。
 (3)主要構造部が、木造、鉄骨造、

コンクリートブロック造、その他これらに類する構造であること。
 (4)建築物が都市計画道路区域の内外にわたり存することになる場合は、将来において、都市計画道路区域内に存する部分を分離することができるよう、設計上の配慮をすること。

本整備方針は、都ホームページ <http://www.metro.tokyo.jp/> 都民情報ルーム(都庁第一庁舎3階)、各都区市町の窓口でご覧いただける他、都民情報ルームにおける販売を予定しております。整備方針の販売等詳しくは、都にお問い合わせください。

問い合わせ
 ○整備方針について
 東京都都市整備局都市基盤部街路計画課 ☎5388-3379
 土木課土木計画係 ☎3578-2217
 ○建築制限の緩和について
 都市計画課都市計画係 ☎3578-2215

港区長選挙 立候補予定者 説明会

6月12日(日)執行の港区長選挙に立候補を予定している人を対象に、届出手続き等についての説明会を開きます。

対象
 港区長選挙に立候補を予定している人

とき
 4月28日(木)午後2時～4時

ところ
 区役所9階会議室

ひと
 立候補予定者1人につき4人以内

申込方法
 当日直接会場へ。

問い合わせ
 選挙管理委員会事務局
 ☎3578-2766

港区まち・ひと・しごと 創生総合戦略を策定しました

このたび「港区人口ビジョン」と「港区総合戦略」を合わせた「港区まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しました。

概要
港区人口ビジョン
 人口の現状分析と、平成72年(2060年)までの人口の将来展望を示しています。
港区総合戦略
 港区人口ビジョンを踏まえ、6カ年(平成27～32年度)の目標と基本的な方向や具体的な取組をまとめています(表のとおり)。
 「港区まち・ひと・しごと創生総合戦略」は、港区ホームページの他、企画課(区役所4階)、区政資料室(区

役所3階)、各総合支所、各港区立図書館(高輪図書館分室を除く)、各区民センター等でご覧になれます。

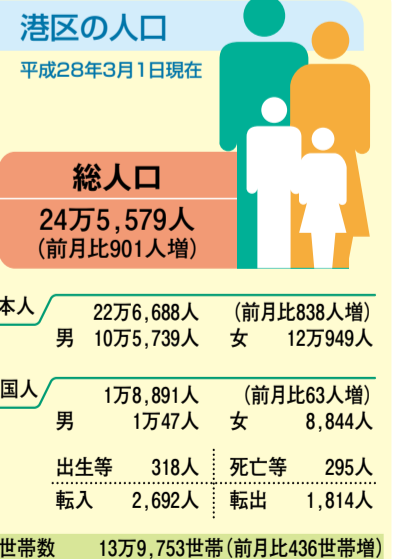
また、素案への区民意見募集(平

表 基本目標と具体的な取組

| | 基本目標 | 具体的な取組(主なもの) |
|---|--------------------------------|--|
| 1 | 港区と全国各地の自治体とともに成長・発展し、共存・共栄を図る | ●区と全国各地の自治体との交流や連携を生み出す拠点の整備 ●自治体間連携を推進する体制の構築 ●「特別区全国連携プロジェクト」との相乗効果による取組 |
| 2 | 産業・文化を活性化し、魅力あるまちをつくる | ●多様な主体と連携した「文化プログラム」への取組 ●世界に向けた港区のプロモーションの推進 ●地元信用金庫等との連携強化 |
| 3 | 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる | ●若い世代のめぐり合いの機会創出の支援 ●男女ともに職業生活と家庭生活との両立を進める取組 ●多世代で子ども・子育てを支える取組の支援 |
| 4 | 安全・安心な暮らしを守り、支え合う地域をつくる | ●高齢者の地域コミュニティの形成支援 ●障害者差別解消の推進 ●繁華街の安全強化 |

成27年11月21日～12月21日に実施)に寄せられたご意見と区の考え方についても、港区ホームページでご覧いただけます。

問い合わせ
 企画課企画担当 ☎3578-2087



☎電話番のかけ間違いないようご注意ください。

区民保養施設利用案内 (大平台みなと荘・ホテル暖香園)

6月利用分抽選申し込み

対象 区民
申し込み 専用はがきを郵送で、4月12日(火・必着)までに、JTBみなと予約センターへ。専用はがきは、各総合支所、各区民センター、JTB新橋・赤坂見附店にあります。または、保養施設テレホンサービス・保養施設予約システムで、4月18日(月)までにお申し込みください。抽選結果は月末にご自宅に送ります。
空き室申し込み
対象 区民・在勤者
申し込み 利用希望日の1カ月前の同日からテレホンサービス、予約システム、またはJTBみなと予約センターで申込順に受け付けます。
利用者登録

利用申し込みには利用者登録が必要です。抽選申し込みの専用はがきで登録できます。
大平台みなと荘の優先抽選
優先抽選日 6月4日(土)利用分
対象 (1)区内在住者で、次の手帳等の交付を受けた人
 身体障害者手帳、愛の手帳、戦傷病者手帳、被爆者健康手帳、精神障害者保健福祉手帳、特定医療費(指定難病)受給者証、都医療券(ただし人工透析を必要とする腎不全、先天性血液凝固因子欠乏症等およびB型・C型肝炎治療医療費助成受給者証は除く)
 (2)障害者総合支援法の対象となる難病により発行を受けた障害支援区分(障害程度区分)認定通知書の交付

を受けた人
 ※優先抽選は大平台みなと荘のみです。優先抽選の申し込みをした人は一般抽選の申し込みはできません。
 ※優先枠を設けての抽選になりますので、全ての人が当選するものではありません。部屋タイプの指定はできません。
申し込み はがきに「港区保養施設優先抽選申し込み」・代表者氏名・住所・電話番号・生年月日・利用者番号・利用希望人数(2人以上5人まで)を明記の上、郵送で、4月12日(火・必着)までに、〒105-0004新橋1-18-16 日生新橋ビル1階「JTBみなと予約センター」へ。
大平台みなと荘臨時休館のお知らせ
 5月9日(月)～11日(水)
専用直行バスを運行しています
 大平台みなと荘への専用直行バスを運行しています。詳しくは、お問い合わせください。
申し込み・問い合わせ
 大平台みなと荘 ☎0460-86-1122

区民保養所利用手帳を利用する時は、本人確認の書類が必要です。確認できない場合は減額できません。詳しくは、お問い合わせください。

問い合わせ

○登録・利用・申し込み
 JTBみなと予約センター
 平日午前10時30分～午後6時30分(土・日曜、祝日を除く)
 ☎3504-3590
 区民保養施設テレホンサービス
 午前8時～午後10時 ☎6268-8250
 区民保養施設予約システム
 空き室照会等 午前5時～午前0時
 抽選空き室申し込み等 午前8時～午前0時
<https://hoyo.city.minato.tokyo.jp>
 ○区民保養施設事業について
 みなとコール ☎5472-3710

担当課 地域振興課地域振興係

港区特定不妊治療費助成制度

区では、高額な医療費がかかる特定不妊治療(体外受精・顕微授精)の医療保険が適用されない費用の一部を、年度内30万円を限度に助成しています。

平成28年度からの変更点

- 平成28年度から男性不妊治療を助成対象に追加しました。
- 妻の年齢が43歳以上で開始した治療分は、平成33年4月1日以降は助成対象外となります(表2参照)。

対象者

区に治療の開始日・終了日・申請日まで継続して住民登録があり、法律上の婚姻をしている夫婦

申請期限

表1のとおり

申請方法

郵送または直接、〒108-8315 健康推進課地域保健係(みなと保健所4階)へ。
 ※総合支所では受け付けできません。
 詳しくは、港区ホームページをご覧ください。申請書等必要書類一式もダウンロードできます。

問い合わせ
 健康推進課地域保健係 ☎6400-0084

表1 治療終了と申請期限について

| | | |
|-------------------------------|---|-----------------------|
| 治療終了日※1 | 平成28年1月1日～平成28年3月31日 | 平成28年4月1日～平成29年3月31日 |
| 申請期間 | 平成28年4月1日～平成28年6月30日 | 平成28年4月1日～平成29年3月31日 |
| 申請締切日 | (郵送)(窓口)※3 平成28年6月30日 | (郵送)(窓口)※3 平成29年3月31日 |
| 助成年度 | 平成28年度 | |
| 必要書類※2 | (1)特定不妊治療費助成申請書 (2)特定不妊治療費受診等証明書 (3)精巣内精子生検採取法等受診等証明書※4 (4)領収書(コピー) (5)住民票(夫婦ともに港区に住民登録がある場合は不要) (6)戸籍謄本(港区に住民登録があり、同一世帯の場合は不要) (7)東京都(等)特定不妊治療費助成承認通知書(該当者のみ) (8)住民税課税証明書または住民税額決定通知書(該当者のみ) ※状況により、その他の書類が必要となる場合があります。 | |
| 必要書類(2)・(7)を申請期限内に提出できない場合の対応 | 「医療機関の証明発行が遅れているまたは東京都に申請中のため9月30日までに提出する」等申請書に添付できない理由書を提出してください。 | |

- ※1 平成27年12月31日までに終了した治療の申請受け付けは終了しました。
- ※2 必要書類は申請者ごとに異なります。詳しくは、港区ホームページをご確認ください。
- ※3 郵送は消印有効です。 ※4 平成28年度より該当者のみ

表2 平成28年4月1日以降の変更点

○男性不妊治療費の助成対象追加について

| | |
|------|--|
| 助成対象 | 平成28年4月1日以降に治療が終了したもので、次のいずれかに相当するものです。 ●精巣内精子生検採取法(TESE) ●精巣上体内精子吸引採取法(MESA) ●精巣内精子吸引採取法(TESA) ●経皮的精巣上体内精子吸引採取法(PESA) ※採卵準備前に男性不妊治療を行ったが、精子が得られない等のため治療を中止した場合も助成の対象となります。 |
| 上限額 | 15万円(年度内) |
| 注意点 | 男性不妊治療単独での申請も可能です。 |

○妻の年齢制限について

妻の年齢が43歳以上で開始した治療は平成33年4月1日以降助成制度の対象外となります。
 ※平成33年4月1日以降、助成を受けた年度数が上限5年間に満たない場合でも、妻の年齢が43歳以上で開始した治療は全て助成の対象外となります。

J:COMチャンネル港・新宿 4月 ケーブルテレビ 港区広報 番組ガイド (11CH)

| 番組名 | 放送時間 | 内容 |
|--|-----------------------------|---|
| 港区広報トピックス(30分番組) ※毎月1・11・21日更新 | [午前]10時 | 区内のできごとや港区からのお知らせを紹介します 1日更新:スポーツ体験教室、港区ワールドカーニバル、春の全国交通安全運動 |
| | [午後]1時・3時・5時・9時 | 11日更新:ミナヨク、区政功労者表彰、港区タグラブビーフェスティバル 21日更新:議場コンサート、障害者差別解消法 |
| 港区地域情報番組みなとクイックジャーナル(20分番組) バイリンガル(英語)放送 ※毎月1日更新 | [午前]10時30分 | もっと学ぼう まなび屋(生涯学習推進課)みなとインフォメーション(手話放送)「みなとコール」について紹介します。 |
| | [午後]1時30分・3時30分・5時30分・9時30分 | |

※広報番組は、港区のホームページ、You Tubeでもご覧になれます。
 ※港区広報トピックスは、ちいばす・お台場レインボーバス車内でもご覧いただけます。
 ※番組の内容が変更になることがあります。
 ※港区広報番組は放送月の翌月からDVDで貸し出します(平成27年3月放送以降の番組)。
 貸出場所:区長室、各総合支所・台場分室、各港区立図書館
問い合わせ
 ケーブルテレビ視聴について/J:COM ☎0120-914-000(午前9時～午後6時)
 番組内容について/区長室広報係 ☎3578-2038

区民向け住宅(特定公共賃貸)入居者募集

募集住宅

家族向け
 特定公共賃貸住宅
 (1)シティハイツ港南:2戸
 (2)シティハイツ神明:1戸
 ※今回は、区立住宅の募集はありません。

主な申込資格

区内在住であること、同居親族がいること、世帯の所得が基準内であること、現に住宅を必要としていること、住民税の滞納がないこと等
 詳しくは、「申込のしおり」をご覧ください。

「申込のしおり」配布期間

4月6日(水)～15日(金)
 ※土・日曜を除く。

「申込のしおり」の配布場所

各総合支所協働推進課・台場分室、いきいきプラザ、港区指定管理

者(株)東急コミュニティー虎ノ門支店
 ※区民向け住宅ホームページ
<http://www.minato-sumai.jp/>
 からダウンロードできます。
 ※郵送も可能ですので、お問い合わせください。

申込受付期間

郵送で、4月19日(火・必着)までに、募集案内添付の封筒で指定の宛先へ。

※港区借上住宅は申込順入居者募集を行っています。詳しくは、区民向け住宅ホームページをご覧ください。

問い合わせ
 港区指定管理者(株)東急コミュニティー虎ノ門支店 ☎5733-0129

担当課 都市計画課住宅管理係

区役所・総合支所への申し込み・問い合わせについては、特記がない場合は平日午前8時30分～午後5時の受け付けとなります。

区 20人(抽選)
その他 ※印の付いている施設には入場しません。
用 4月7日(木・必着)までに、次のいずれかの方法でお申し込みください。(1)往復はがきに、希望するコース名と開催日、郵便番号、住所、氏名、年齢、日中連絡のつく電話番号を記載の上〒105-0011芝公園4-4-7 東京タワーメディアセンター内 港区観光協会へ。(2)港区観光協会ホームページ www.minato-kanko.com の「MINATOまち歩きコーナー」の応募フォームへ。
 ※1人2コースまで申込可。1コースにつき1通ずつ申し込みください。同伴者(1人まで)がある場合は、同様に氏名、連絡先等をご記入ください。
区 産業振興課観光政策担当
 ☎3578-2552

お知らせ

旧乃木邸改修工事延期

旧乃木邸は、平成27年7月27日から改修工事を行っていますが、工程の都合により5月31日まで工期を延期します。なお、工事終了後、邸内の特別公開を予定しています。
区 赤坂地区総合支所協働推進課土木係
 ☎5413-7015

2016(第35回)「みなと区民まつり」の参加団体(出展・ステージ)募集

区 区内在住・在勤・在学者で構成された団体・サークル
時 10月8・9日(土・日)
所 芝公園一帯
人 200団体程度(申込順)
費用 一部負担あり(設営費等)
用 郵送で、5月6日(金・消印有効)までに、参加申込書(募集要項に添付)に必要事項を明記の上、〒107-0052赤坂4-18-13 Kissポート財団へ。募集要項は、地域振興課(区役所3階)、各総合支所、区民センター等で配付しています。
 ☎5770-6837
区 地域振興課地域振興係

平成28年度の国民年金保険料が決まりました

平成28年度(平成28年4月～平成29年3月)の保険料は、1カ月1万6260円となり、月額670円引き上げられます。
 なお、5月2日(月)までに、前納制度(1年分の保険料を納付書でまとめて支払う)を利用すると、3460円割り引きになります。ぜひご利用ください。
区 港年金事務所 ☎5401-3211
 国保年金課国民年金係
 ☎内線2662～6

放置自転車リサイクル

時 4月10日(日)午前10時～10時30分受け付け、後に購入順位の抽選
所 みなとリサイクル清掃事務所作業連絡所(元麻布3-9-6)
販売台数 20台程度※港区民優先枠を設けています。
費用 価格等、詳しくはお問い合わせください。

区 (公社)港区シルバー人材センター
 ☎5232-9681
 リサイクル自転車作業所(みなとリサイクル清掃事務所作業連絡所2階)(火～金曜)
 ☎3479-3116

麻布十番駅自転車等駐車場の原付利用者定期利用募集

利用開始日 4月1日(金)
利用時間 午前4時30分～翌日午前1時30分
利用料金 50cc以下の原付:定期利用①一般:各月2700円②学生:各月2200円
定期利用申し込み 電話で、NCDサポートセンターへ。
 ☎0120-3566-21
区 土木課交通対策係 ☎3578-2263

「港区みなとタバコ対策優良施設登録飲食店ガイドブック作成業務委託」の委託事業者をプロポーザル方式により公募します

募集要項配布期間 4月1日(金)～20日(水)午後5時まで※土・日曜、祝日を除く。
募集要項配布場所 健康推進課健康づくり係(みなと保健所4階)または港区ホームページからダウンロードもできます。
区 直接、4月20日(水)までに、健康推進課健康づくり係へ。
 ☎6400-0083

平成28年度の包括外部監査人が決定しました

平成28年度の包括外部監査人の選定にあたっては、平成27年度の監査実績等を評価し、引き続き公認会計士の山崎愛子さんと契約を締結しました。選定経過は、次のとおりです。

| 日程 | 経過 |
|-----------------------|------------------|
| 平成27年5月25日～平成28年1月25日 | 平成27年度包括外部監査実施 |
| 平成27年10月30日 | 書類審査 |
| 平成28年1月25日 | 平成27年度包括外部監査結果報告 |
| 平成28年3月15日 | 包括外部監査契約議案可決 |
| 平成28年4月1日 | 包括外部監査契約締結の告示 |

区 企画課企画担当 ☎3578-2094

変更・休止情報等

生涯学習施設の臨時休館

施設保守点検等のため臨時休館します。
生涯学習センター
区 4月18日(月)、5月16日(月)、6月20日(月)、7月18日(月・祝)、8月15日(月)、9月19日(月・祝)、11月21日(月)、12月19日(月)、平成29年1月16日(月)、3月20日(月・祝)
青山生涯学習館
時 6月13日(月)、9月12日(月)、12月12日(月)、平成29年3月13日(月)
区 生涯学習推進課生涯学習係
 ☎3578-2743

求人・区民委員募集

子ども家庭支援センター非常勤職員

区 次のいずれかに該当し、子どもおよび子育てに関する相談援助の実務経験がある人(1)児童福祉司(任用資格可)または社会福祉士、社

会福祉主事、精神保健福祉士、教員、保育士、保健師、児童指導員のいずれかの資格を持つ人(2)大学等において、心理学、教育学もしくは社会学を専修する課程を修めた人
期間 5月1日～平成29年3月31日(更新可)
勤務時間 週4日29時間(午前8時30分～午後5時15分)
報酬 基本月額18万程度※交通費別途支給(限度あり)

区 子ども家庭支援員1人
区 書類および面接による選考
用 郵送または直接、4月6日(水・午後5時必着)までに、履歴書(写真貼付)、返信用封筒(92円切手貼付)、応募動機と「子ども家庭支援センターにおける児童虐待や養育困難な状況にある児童家庭への支援について」のご自身の考えを書いた文章(800～1200字)を、〒108-8315三田1-4-10 子ども家庭支援センターへ。
 ☎6400-0091

港区屋外広告物景観形成検討委員会委員

屋外広告物は、地域特性を踏まえた良好な景観形成のための重要な要素であり、屋外広告物による景観形成をさらに進める必要があることから、ガイドラインや誘導方策の検討を行う検討委員会の区民委員を募集します。
任期 6月1日～平成30年5月31日
区 区内在住・在勤・在学者で、平日の日中または夜間の会議に出席できる人
区 2人(書類審査および面接による選考。なお面接日時は本人宛に通知します)
謝礼等 委員には区の規程による謝礼を支給します。
用 郵送または直接、4月15日(金・必着)までに、応募用紙に必要事項を明記の上、〒105-8511 港区役所開発指導課景観指導係へ。応募用紙は、開発指導課(区役所6階)または港区ホームページからダウンロードもできます。

区 開発指導課景観指導係
 ☎3578-2232・27

「港区男女平等参画推進会議」区民委員

区では、男女平等参画の推進を図るため、区長の付属機関として「港区男女平等参画推進会議」を設置しています。7月16日から任期の委員を募集します。

区 (1)平成28年4月1日現在20歳以上の区内在住・在勤・在学者で、男女平等参画社会の形成に関心があり、平日の日中の会議(1回2時間、年6回程度)に出席できる人※国、地方公共団体の議員・職員、および区で設置する付属機関等の委員に既に3つ以上就任している人は応募できません。
区 区で選任した学識経験者等の委員とともに、行動計画や男女平等参画の推進に関する重要事項について、会議で意見を述べていただきます。
任期 2年(平成28年7月16日～平成30年7月15日)
区 6人以内※保育あり(4カ月～就学前、6人程度)
報酬等 委員には報酬および交通費(実費)を支給します。
区 書類選考、作文選考の後、面接を行い(6月上旬～中旬)、委員を決定します。
用 郵送または直接、総務課人権・男女平等参画係(区役所4階)および男女平等参画センターで配布する応募用紙に、必要事項を明記の上、(1)「男女平等参画社会の実現に向けた区民の役割について」(2)「日常生活の中で私が取り組んでいる男女平等参画について」のいずれかの作文(800字程度)を添えて、5月16日(月・必着)までに、〒105-8511 港区役所総務課人権・男女平等参画係へ。応募用紙は、港区ホームページからダウンロードもできます。
区 総務課人権・男女平等参画係
 ☎3578-2025

平成28年度 特別区職員(Ⅰ類)採用試験のお知らせ

試験区分

事務、土木造園(土木)、土木造園(造園)、建築、機械、電気、福祉、衛生監視(衛生)、衛生監視(化学)、保健師
 ※受験資格等については詳しくは、必ず採用試験案内をご覧ください。

第1次試験

実施日 6月5日(日)
実施場所 都内の大学等
最終合格発表

(1)土木造園(土木)、土木造園(造園)、建築、機械、電気の試験区分:8月24日(水)
 (2)事務、福祉、衛生監視(衛生)、衛生監視(化学)、保健師の試験区分:8月31日(水)

申込方法、申込場所、申込期間

| 申込方法 | 申込場所 | 申込期間 |
|---------|---|--------------------------|
| インターネット | 特別区人事委員会ホームページ http://www.tokyo23city.or.jp/saiyou-siken.htm | 4月1日(金)午前10時～15日(金・受信有効) |
| 郵送 | 特別区人事委員会事務局任用課 〒102-0072千代田区飯田橋3-5-1 | 4月1日(金)～13日(水・消印有効) |

試験案内の配布場所

東京23区の各区役所および特別区人事委員会事務局、港区役所および各地区総合支所等

Ⅰ類の「土木造園(土木)」「建築」については、【一般方式】(6月5日第1次試験実施)に加え、【土木・建築新方式】を9月に実施します。なお、【一般方式】と【新方式】の併願はできません。

問い合わせ

特別区人事委員会事務局任用課採用係 ☎5210-9787
 特別区人事委員会ホームページ
<http://www.tokyo23city.or.jp/saiyou-siken.htm>
 人事課人事係 ☎3578-2107

◆書面やファックスでの申し込みの際には、摩擦熱等の温度変化で筆跡が消えるボールペン等の使用をお控えください。

記事中の表記について (特)・・・特定非営利活動法人 (社福)・・・社会福祉法人 (社)・・・一般社団法人 (公社)・・・公益社団法人 (財)・・・一般財団法人 (公財)・・・公益財団法人 (有)・・・有限会社 (株)・・・株式会社

給食のおはなし

No.11
港南小学校

旬の食材を通じて食育指導

学校給食は、児童・生徒が正しい食習慣を身に付ける「食育」の機会でもあります。港区立の各小・中学校では、給食の時間を通じてさまざまな「食育」の指導をしています。箸や飯碗・汁碗の正しい持ち方といった食事マナーの指導、献立に登場する食材に実際に触れさせて、その成り立ちを学ぶ等、工夫を凝らした食育に取り組んでいます。

港南小学校では、平成27年度の総合的な学習の時間に5年生が魚について学びました。愛媛県で漁師をしている人を招いて、自分たちが普段食べている魚はどうやって捕られているのかといったお話を伺い、実物の魚や釣りざおを見せてもらいました。食事や食材について楽しく考えることができました。

献立は教科書、食材は教材でもあり

ます。児童が旬の食材を知り、実際に食べることは「食育」につながっています。

献立に旬の食材が登場するときには、できるだけ実物を児童に見せて説明するようにしています。平成27年度の3年生の学級活動では「大豆博士になろう」という授業をしました。児童は、大豆が豆腐、がんもどき、みそ、納豆、きなこ等の材料になることや、黒色、黄色、緑色の大豆がそれぞれどんな料理になるのかを学びました。

節分前の給食のデザートは、きなこをまぶした、うぐいす餅でした。児童から「この緑の粉は何?」と聞かれ、「大豆の勉強をしたときに話した『きなこ』だよ」と伝えると、皆納得してくれました。

献立 人気のメニュー カレーうどん、大根サラダ、うぐいす餅、牛乳

材料(4人分)

- 白玉粉 80g
- 上新粉 15g
- 水 適量
- うぐいすきなこ 40g
- 砂糖 28g
- 塩 少々

うぐいすもちの作り方

- ①白玉粉と上新粉を混ぜ合わせる。
- ②①に水を加え、耳たぶくらいの固さになるまで練る。
- ③②を団子に成型し、火が通りやすいように中央をへこませ、沸騰した湯の中に入れて茹でる。浮いてきたら、水にとる。
- ④うぐいすきなこ、砂糖、塩を混ぜ合わせる。
- ⑤茹で上がった団子に、④をまぶす。



【次回は白金の丘学園です】

— 平成28年4月1日募集開始 — 既存エレベーターの戸開走行保護装置等の設置を支援します

エレベーターに戸開走行保護装置等の安全装置を設置する改修工事の費用の一部を区が助成します。

戸開走行保護装置とは

エレベーターのドアが閉じる前にかごが昇降した場合、自動的にこれを検出する装置と、かごを制止するブレーキを二重化した安全装置のことです(図参照)。平成21年9月から新設するエレベーターには、戸開走行保護装置の設置が法律で義務化されました。しかし、それ以前に設置されたエレベーターは、法律による義務がないため戸開走行保護装置の設置が進んでいません。

助成対象

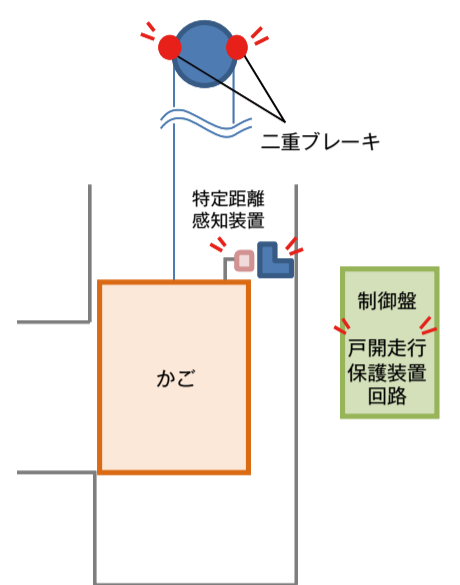
区内のマンションに設置されているエレベーターに戸開走行保護装置を設置する改修工事が対象です(共同住宅部分の床面積が建物全体の床面積の3分の2以上のものに限る)。

助成内容

エレベーター改修工事のうち安全装置等設置の費用のみを助成対象とします。助成上限額をエレベーター

改修工事費用の2分の1かつ各種安全装置ごとに定めています(表1参照)。

図 戸開走行保護装置設置イメージ



問い合わせ
 建築課建築設備担当
 ☎3578-2300・01

表1 助成率・助成上限内訳

| 助成率・助成上限 | 対象安全装置名称 | 助成上限額 | 最大助成率 |
|-----------------------------------|-------------|-------|-------|
| エレベーター改修工事費用(助成率1/2)※1 上限400万円 | 本体工事 | 0 | 0 |
| | 戸開走行保護装置 | 300万円 | 10/10 |
| | 地震時管制運転装置※2 | 50万円 | 1/2 |
| | 耐震対策※2 | 50万円 | 1/2 |

※1 エレベーター改修工事費用の2分の1以上は自己負担分となります。
 ※2 戸開走行保護装置の設置とともに設けた場合に限り助成対象となります。

区民の皆さんとともに祝います 港区政70周年記念助成事業 助成団体を募集します

区は、平成29年3月に区政70周年を迎えます。区民とともに区政70周年を迎える喜びを分かち合い、区政への参画や協働の取り組みをより一層充実させるため、区民等が企画して実施する港区政70周年記念事業に対して助成を行います。

助成対象団体

- (1)主に区民で構成し区内に事務所等の活動拠点を置く団体
- (2)区内事業者

(3)その他区長が適当であると認めた団体

ただし、次のいずれかに該当するものは助成の対象となりません。

- (1)宗教活動および政治活動を主な目的とするもの
- (2)暴力団または暴力団若しくはその構成員の統制下にあるもの
- (3)国、地方公共団体および独立行政法人並びにそれらの外郭団体

助成区分および事業内容

助成区分ごとに表2のとおりとし、かつ次の要件をすべて満たすものが対象となります。

- (1)区内で開催する事業
- (2)助成対象団体が企画および運営を行う事業
- (3)地域の活性化に役立つ事業

助成金額

助成対象経費から総収入を引いた金額の範囲内で表2のとおり

申請期間

第1回の受け付けは、表2のとおり。第2回の受け付けは、募集要項

をご確認ください。

募集要項および申請書

募集要項および申請書は、4月1日(金)から、各総合支所協働推進課、企画課(区役所4階)で配布する他、港区ホームページからダウンロードもできます。

申し込み

募集要項を確認の上、申請書および関係書類を表2の申請受付期間内に、直接、申し込み先へ。

問い合わせ
 企画課企画担当 ☎3578-2089

表2 助成区分および事業内容等

| 助成区分 | 周知に対する助成(区分A) | 記念事業実施に対する助成(区分B1) | 記念事業実施に対する助成(区分B2) | 区との協働事業実施に対する助成(区分C) |
|-------------|--|---|--|--|
| 助成金額 | 助成対象経費の10/10以内で、上限5万円 | 助成対象経費の10/10以内で、上限20万円 | 助成対象経費の10/10以内で、上限70万円 | 助成対象経費の1/2以内で、上限150万円 |
| 事業内容 | 継続して実施している事業で、多くの区民等の目に触れ、区政70周年を広く周知することができる事業または、広く区民の参加を呼びかけ、かつ多くの区民が参加する事業 | 区政70周年を記念して新たに実施する事業で、広く区民の参加を呼びかけ、かつ多くの区民が参加する事業 | | 区が支援して継続して実施してきた事業で、かつ区政70周年を機に新たに内容を追加する等事業を拡充して実施する事業。さらに区政70周年事業として区と協働して取り組み、広く区民の参加を呼びかけ、かつ多くの区民が参加する事業 |
| 助成団体数 | 第1回 各総合支所あたり15団体(予定) 第2回 各総合支所あたり15団体(予定) | 2団体(予定) 3団体(予定) | 1団体(予定) 1団体(予定) | 1団体(予定) 1団体(予定) |
| 決定方法 | 要件適合を審査し、申し込み順により決定 | 要件適合を審査し、抽選により決定 | 要件適合を審査し、審査会の審査により、記念事業としてふさわしい事業を決定します。プレゼンテーションをしていただく場合があります。 | |
| 申し込み先 | 各総合支所協働推進課 ※詳しくは、募集要項をご確認ください。 | | 企画課 | 募集要項をご確認ください。 |
| 申請受付期間(第1回) | 4月1日(金)~6月30日(木) | | 4月1日(金)~14日(木) | |
| 事業実施期間 | 4月1日(金)~9月30日(金) | | 5月7日(土)~9月30日(金) | |